知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
五の二　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する関係県の知事	［同上］
［略］	［同上］
「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知）に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であって「水俣病総合対策実施要領」（平成八年一月十二日付け環保企第十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知）第二十二項に規定する療養費の支給に関するもの	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第七号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～119　略］	［2～119　同上］
120　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条第一項の医療の給付の認定の申請又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	